公証人と行政書士による 遺言・相続手続と成年後見の



《第6回》

☆遺言・相続手続き(昨年7月、相続法の大きな改正あり)のこと ☆成年後見(認知症等により財産の管理又は日常生活等に支障がある方の支援)

のこと・・・・・・ **そのお悩み**

専門家に相談してみませんか?



《ご予約は不要です。》
《当日、直接会場へお越しください。》

【日時】令和元年9月6日(金)午後1時~4時まで (相談受付時間)

【会場】新宿駅西口 地下イベント広場

主 催:東京都行政書士会

後 援:東京都 東京都社会福祉協議会 新宿区

成年後見支援センターヒルフェ

協 賛:東京公証人会

【お問い合わせ】〒153-0042東京都目黒区青葉台3-1-6 行政書士会館 東京都行政書士会 市民相談センター

> TEL 03-5489-2411 FAX 03-5489-2412